

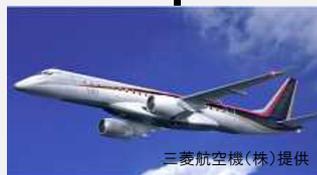
BASA (Bilateral Aviation Safety Agreement)

航空安全に関して、相手国が行う検査・認証を相互に受け入れることにより、当局による重複検査等を可能な限り避ける等、お互いの手続きを円滑化するための二国間協定。

BASAの締結にあたっては、相手国の制度等を評価し、双方の制度が同等であることが前提。

BASA本体協定 (EA)

実施取決め (IP : 分野毎に締結)



航空製品の安全証明*

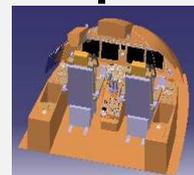
* 航空機、航空機部品の型式証明、耐空証明等



整備施設の認定



操縦士免許



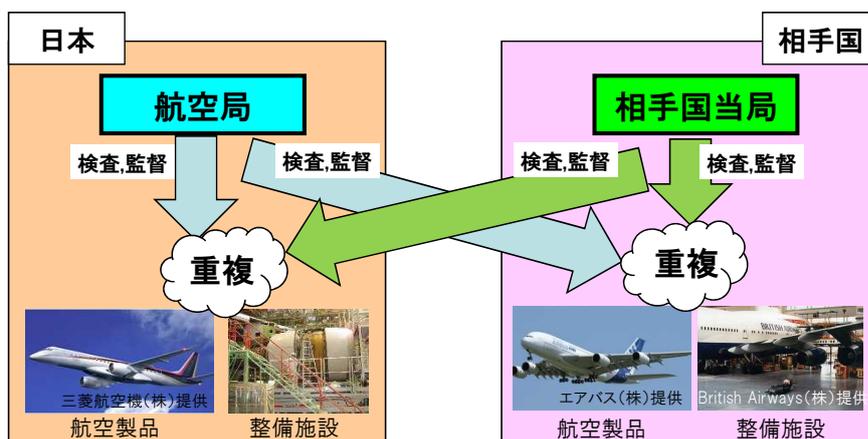
フライトシミュレータの認定

- 米国 : 平成21年に航空製品の耐空性の分野についてBASAを締結。現在、主に整備分野へのBASA拡大に向けてFAAと協議を進めているところ。
- 欧州 : 平成23年に特定型式の航空製品について、BASAに準じるワーキングアレンジメント(WA)を締結しているが、これをより適用範囲の広いBASAとするため、欧州委員会等と協議を進めているところ。
- カナダ : 平成11年に航空製品の耐空性の分野についてBASAを締結。現在、整備分野へのBASA拡大に向けて実施取決めの最終的な調整を行っているところ。
- ブラジル : 平成20年に航空製品の耐空性の分野についてBASAを締結。

BASAの一般的な効果

BASAがない場合

各航空当局は、自国の航空安全を監督するために必要な検査・認証等をそれぞれ独自に実施する。



BASAがある場合

BASAの実施取決めに基づき定められた一定の手続きに従って重複検査等を回避するなど効率的な安全監督が可能。

